

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条 例 名		神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例			
条 例 番 号		平成22年神奈川県条例第15号	法 規 集	第8編第2章第2節	
所 管 室 課		健康医療局保健医療部医療整備・人材課			
条 例 の 概 要		県内において地域医療に関連する診療科を担当する医師が不足し、その確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、将来県内において地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	将来県内において、地域医療に従事する地域枠医師を育成、確保するため、修学資金の貸付に関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	地域枠医師は大部分が県内で就業しており、県内の地域医療に貢献する医師の育成・確保に有効に寄与している。			令和7年度 県内就業者数 ：118名
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	修学資金の額、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく修学資金の貸付けは、「新かながわグランドデザイン」主要施策Ⅱ「健康・福祉」の「④地域における持続可能な保健・医療体制の整備」及び「神奈川県保健医療計画」の「医療従事者の確保・養成」に寄与するものであり、本条例は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	修学資金の貸付け、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				